

事務局



年3回

協議会（公開）

- 【所掌事務】
- ① 検討会議から挙がる地域課題の共有
 - ② 協議会の動き、法の動きについての報告
 - ③ 障害福祉計画に関する意見、報告（法第88条第8項）
 - ④ 市の施策についての報告と地域ニーズの検討

年4回

検討会議（非公開）
（地域課題を検討する会）

- 【所掌事務】
- ① 専門部会から挙げたケースの検討を行うこと
 - ② 地域の課題を共有すること
 - ③ 地域の社会資源の活用による課題解決方策を検討すること
 - ④ 協議会に諮問すべき案件を精査すること

随時開催

専門部会

- 【所掌事務】
- ① 地域の課題、ニーズを吸い上げること
 - ② 当事者の居場所を作り、ネットワークの構築を図ること
 - ③ 地域の課題を解決するための方策を立案・企画すること
 - ④ 地域事業者のネットワークの構築を図ること
- ※地域の課題から、必要がある場合は検討会議で新たな専門部会の創設について論議し、協議会に諮るものとする。

I

ペガサス（当事者）部会

- ① 当事者活動に関すること

II

生活支援の課題を考える部会

- ① 計画相談支援から挙がる困難ケース事例を検討すること
- ② 地域資源の情報 共有を図ること

【所掌事務】

- ① 協議会の議題を決定すること
- ② 検討会議の議題を決定すること
- ③ 各専門部会の取りまとめをすること
- ④ 協議会全体の運営方針、方向性を定めること
- ⑤ 資料作成、起案等を行うこと

相互連携を図る

狛江市障がい福祉サービス等
事業所連絡協議会